

ホンモロコ産卵保護のための採捕の規制に係る調整規則改正について

ホンモロコ

- ・琵琶湖固有種であり、重要水産対象種
- ・産卵期は 3 月～6 月で、琵琶湖沿岸部や内湖の水際のごく浅いところ、または流れのある河川に産卵する



図1 ホンモロコ

資源水準と保護対策の経過

1960 年代 1970 年代	漁獲量 350 トンを超えることも
1990 年代	漁獲量急減
2004 年	漁獲量 5 トンまで減少
2008 年～	集中的な外来魚駆除などが功を奏し、伊庭内湖周辺でホンモロコが増加
2012 年～ 2015 年	琵琶湖海区漁業調整委員会指示により、伊庭内湖周辺(伊庭内湖～琵琶湖までの水域)において、産卵期の 1 か月間ホンモロコ禁漁【漁業者】 →ホンモロコが大幅に増加 →ホンモロコ遊漁者殺到
2016 年～	琵琶湖全体において 5、6 月の 2 か月間ホンモロコ自主禁漁【漁業者】… ①
2017 年～	①に加えて、滋賀県内水面漁場管理委員会指示を毎年発出し、ホンモロコの産卵が多量かつ遊漁者による親魚の採捕が容易な、西の湖に流入する山本川、伊庭内湖に流入する瓜生川、鉢光寺川(図3～6)において、4、5 月の 2 か月間水産動物の採捕禁止【漁業者・遊漁者】

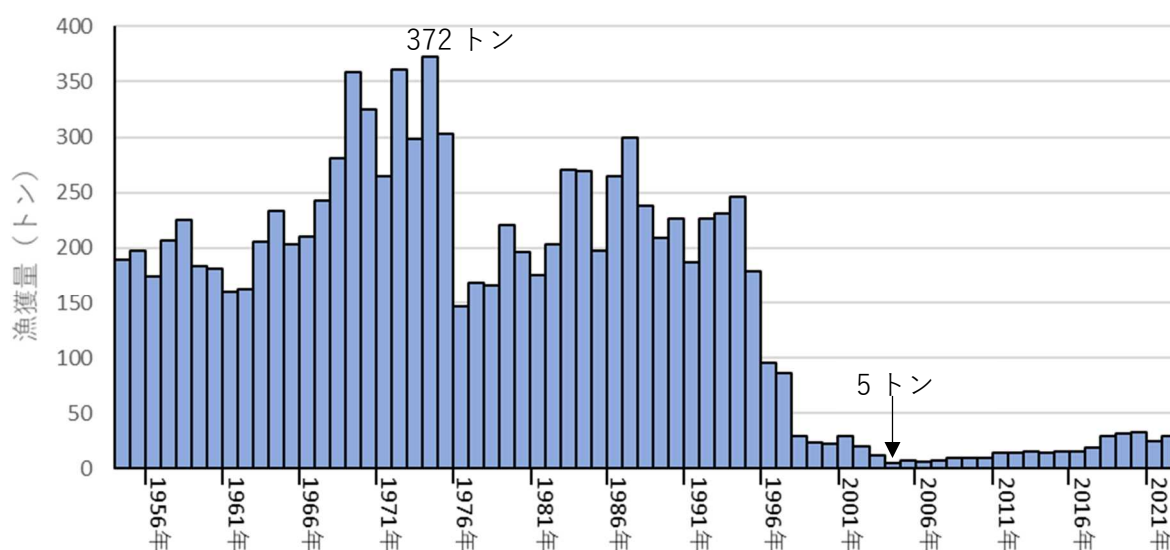


図2 ホンモロコ漁獲量の推移



図3 当該3河川の地図



図4 山本川



図5 瓜生川



図6 躰光寺川

ホンモロコ産卵保護のための採捕の規制について

(令和6年3月26日滋賀県内水面漁場管理委員会指示第2号)

次の区域および期間においては、全ての水産動物の採捕をしてはならない。ただし、滋賀県漁業調整規則(令和2年滋賀県規則第103号)第46条第1項の規定により知事の許可を受けた者については、この限りでない。

1 禁止区域

東近江市伊庭町にある瓜生川の目崎橋下流端から天尾橋上流端までの区域
 東近江市躰光寺町にある躰光寺川の躰光寺橋下流端から大橋上流端までの区域
 近江八幡市安土町にある山本川の西沢橋下流端から松原橋上流端までの区域

2 禁止期間 令和6年4月1日から令和6年5月31日まで

2017年(平成29年)から8年間、毎年同様の指示を発出している

当該 3 河川の採捕禁止の効果(推定)

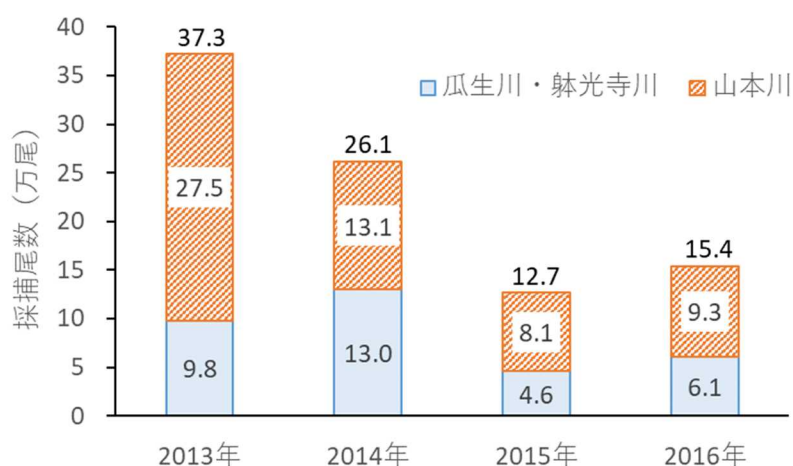


図7 遊漁者によるホンモロコ産卵親魚採捕尾数(水産試験場調査結果)

↓ 産卵保護による資源への加入を推定
(水産試験場)

仮定① 瓜生川、鉢光寺川、山本川で遊漁者に採捕されたホンモロコ親魚(12.7～37.3 万尾)が採捕されずに産卵する。

仮定② 産卵後の生残率は過去の標識放流実験で得られた生残率を適用

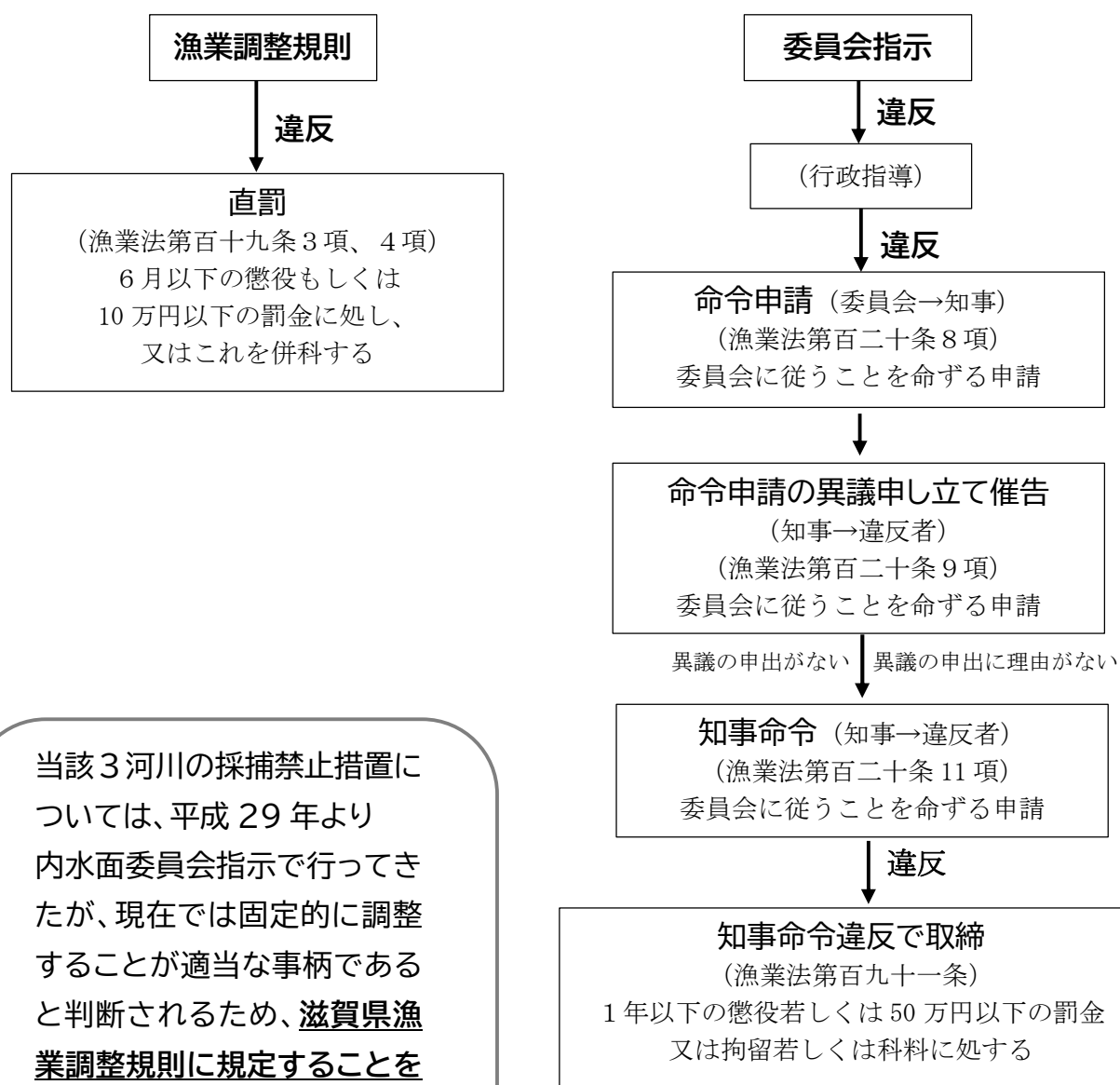
産卵数	採捕尾数/2(メス)×2440 粒(産卵数/尾)×2.5 回(産卵回数)
発眼卵数	産卵数×70%(発眼率)
20 mmの尾数	発眼卵数×0.4%(発眼卵から 20 mmまでの生残率)
冬期資源尾数	20 mmの尾数×30%(20 mmから 0 歳冬季までの生残率)

- ・2013 年保護→2013 年冬資源
 $37.3 \text{ 万尾} / 2 \times 2440 \text{ 粒} \times 2.5 \text{ 回} \times 70\% \times 0.4\% \times 30\% \div \underline{96 \text{ 万尾}}$
- ・2014 年保護→2014 年冬資源
 $26.1 \text{ 万尾} / 2 \times 2440 \text{ 粒} \times 2.5 \text{ 回} \times 70\% \times 0.4\% \times 30\% \div \underline{67 \text{ 万尾}}$
- ・2015 年保護→2015 年冬資源
 $12.7 \text{ 万尾} / 2 \times 2440 \text{ 粒} \times 2.5 \text{ 回} \times 70\% \times 0.4\% \times 30\% \div \underline{33 \text{ 万尾}}$
- ・2016 年保護→2016 年冬資源
 $15.4 \text{ 万尾} / 2 \times 2440 \text{ 粒} \times 2.5 \text{ 回} \times 70\% \times 0.4\% \times 30\% \div \underline{39 \text{ 万尾}}$

当該3河川を採捕禁止にすれば、33 万～96 万尾が資源加入するはずであったと試算された

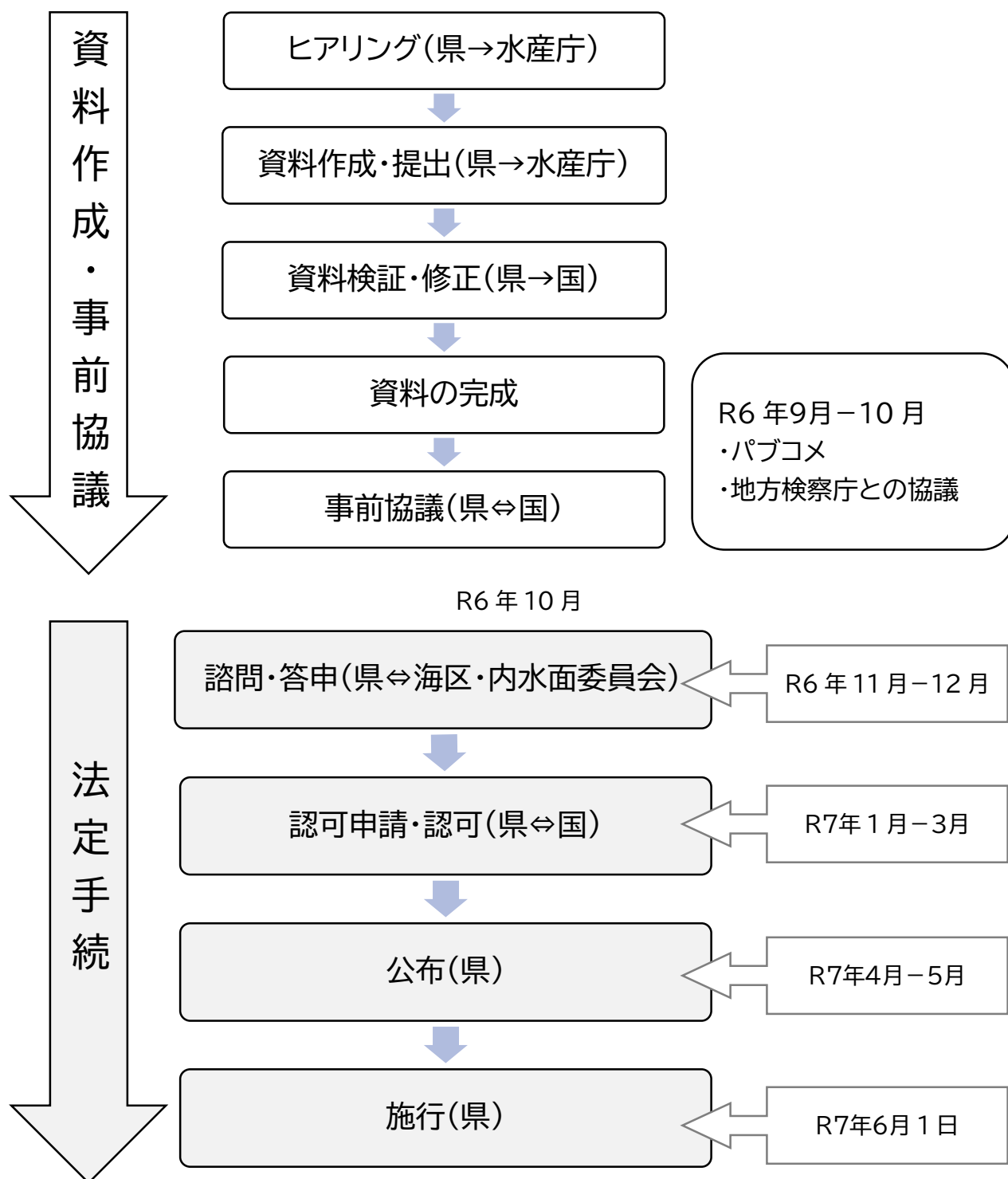
漁業調整規則と委員会指示の比較

漁業調整規則	(内水面漁場管理)委員会指示
漁業法第百十九条及び水産資源保護法第四条に基づいて、水産資源の保護培養、漁業取締りその他漁業調整を図り、あわせて漁業秩序の確立を期することを目的とするもので、水産動植物の採捕又は処理に関する制限又は禁止等について、都道府県知事が定める規則(法定受託事務)。 必要な罰則を設けることができる。	漁業法第百二十条および第百七十一条4項に基づいて、水産資源の保護培養、漁業取締りその他漁業調整上必要がある場合と認めるときに、関係者に対し委員会は必要な指示をすることができる。 委員会指示は、<u>都道府県漁業調整規則、免許、許可の制限条件等によって固定的に調整することが不適当な事柄について、随時に局地的に漁業調整を発動されるもの。</u>



当該3河川の採捕禁止措置については、平成29年より内水面委員会指示で行ってきたが、現在では固定的に調整することが適当な事柄であると判断されるため、滋賀県漁業調整規則に規定することを
目指すこととしたい。

調整規則化のスケジュール



上記のスケジュールは刑法改正に伴う定型的な調整規則改正と同時に施行する場合であり、4月からの採捕禁止に間に合うようにホンモロコについて先行して施行することを目指す。